

北海道地方独立行政法人評価委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の会議（部会の会議を含む。）の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、評価委員会委員長の許可（部会においては部会長の許可）を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、評価委員会委員長（部会においては部会長）、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 会議において、ビラ、チラシ等の配付はできません。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。